広島県教育委員会訓令第八号

県 立 学 校

る。 広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定め

平成二十一年六月二十二日

広島県教育委員会

委員長 天 野

肇

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令

号)の一部を次のように改正する。 広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令(平成十五年広島県教育委員会訓令第二

別表第一養護教諭の部中「平茨宋海洋」を「平茨宋海対全洋」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。